

金ヶ崎町保育士就職支援助成金 ご案内

保育士資格を有する方が、金ヶ崎町内保育施設等に新たに就労する際の就職準備に係る費用の経済的負担を軽減するため、就職支援助成金を交付します。

●対象者

次の①～⑥をすべて満たす方

- ①令和9年3月31日までに、新たに町内の保育施設等に保育士として雇用された方（1日6時間以上かつ月20日以上勤務の方）
- ②採用日以前に町内の保育施設等において、勤務していた場合は、退職後1年を経過していること。
- ③保育士として勤務が1年以上継続する見込みがあること。
- ④町税等を滞納していないこと。
- ⑤金ヶ崎町暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。
- ⑥過去にこの要綱に基づく支援助成金の交付を受けていないこと。

●助成金の額

- ①基本額（就職支援） 10万円
 - ②加算額（新卒者、転入者）それぞれ別途3万円
- ※交付は同一人につき1回限りとなります。
※加算額は、新卒者として就労した場合や、新たに町内に転入し就労した場合について、基本額に上乗せして交付します。（加算額のみはしません。）

●返還を求める場合

- ①就労した日から起算して1年未満に退職したとき
 - ②虚偽の申請その他不正行為があったとき
- ※①の場合は、届出が必要となります。
※病気、災害、雇用者都合の解雇等やむを得ない理由がある場合は返還をもとめないことがあります。



●交付申請の手続き

①申請は、保育施設等への就労日から30日以内（例：令和6年4月1日採用の方は令和6年4月30日まで）に保育士ご本人が行ってください。

②申請に必要な書類

- ・ 金ケ崎町保育士就職支援助成金交付申請書（様式第1号）
- ・ 保育士証の写し
- ・ 就労証明書（様式2号）
- ・ 誓約書（様式3号）
- ・ （新卒者）卒業を証明する書類（卒業証明書の写し、卒業証書の写しなど）

※その他、必要な書類を求めることがあります。

※助成金は、申請後に審査し、交付決定後に請求書を提出していただいたうえで、お支払いします。請求方法は、交付決定された方に個別にご案内します。

●助成金交付の例

町内、町外在住者・・・・・・・・・・10万円

町内、町外在住者+新卒者・・・・・・・・・・10万円+3万円 ⇒13万円

町外からの転入者（新規就労時に町内に転入）

・・・・・・・・・・10万円+3万円 ⇒13万円

町外からの転入者（新規就労時に町内に転入）+新卒者

・・・・・・・・10万円+3万円+3万円 ⇒16万円



【お問い合わせ先】

金ケ崎町教育委員会事務局

〒029-4592

金ケ崎町西根南町 22-1

電話番号：0197-42-2111